

苦情解決の体制づくりにご活用ください！

山梨県福祉サービス運営適正化委員会では、苦情解決のしくみについて福祉サービス事業者への周知や理解の促進を図るため、巡回訪問を行っています。苦情解決のための体制づくり等におけるお悩みや困りごとがありましたら、ぜひ本事業をご活用ください。

福祉サービス苦情解決巡回訪問 実施要綱

1 目的

福祉サービスの事業所を訪問し、社会福祉事業の経営者における自主的な苦情解決が適切に行われるよう、苦情解決体制の整備状況等を調査し、必要に応じて指導や助言を行う。

2 実施時期及び対象社会福祉施設

(1) 実施時期

令和6年11月～12月

(2) 対象社会福祉施設

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を実施する施設（団体）

3 調査内容

各社会福祉施設等における苦情解決の体制づくりや運営等について必要な助言を行う。（訪問の所要時間は1時間程度です）

4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 令和6年6月17日～7月31日

(2) 下記の申込フォームからお申込みください。なお、応募多数の場合は、抽選となります。

<https://forms.gle/oZug9LoFRSiR9c4x7>

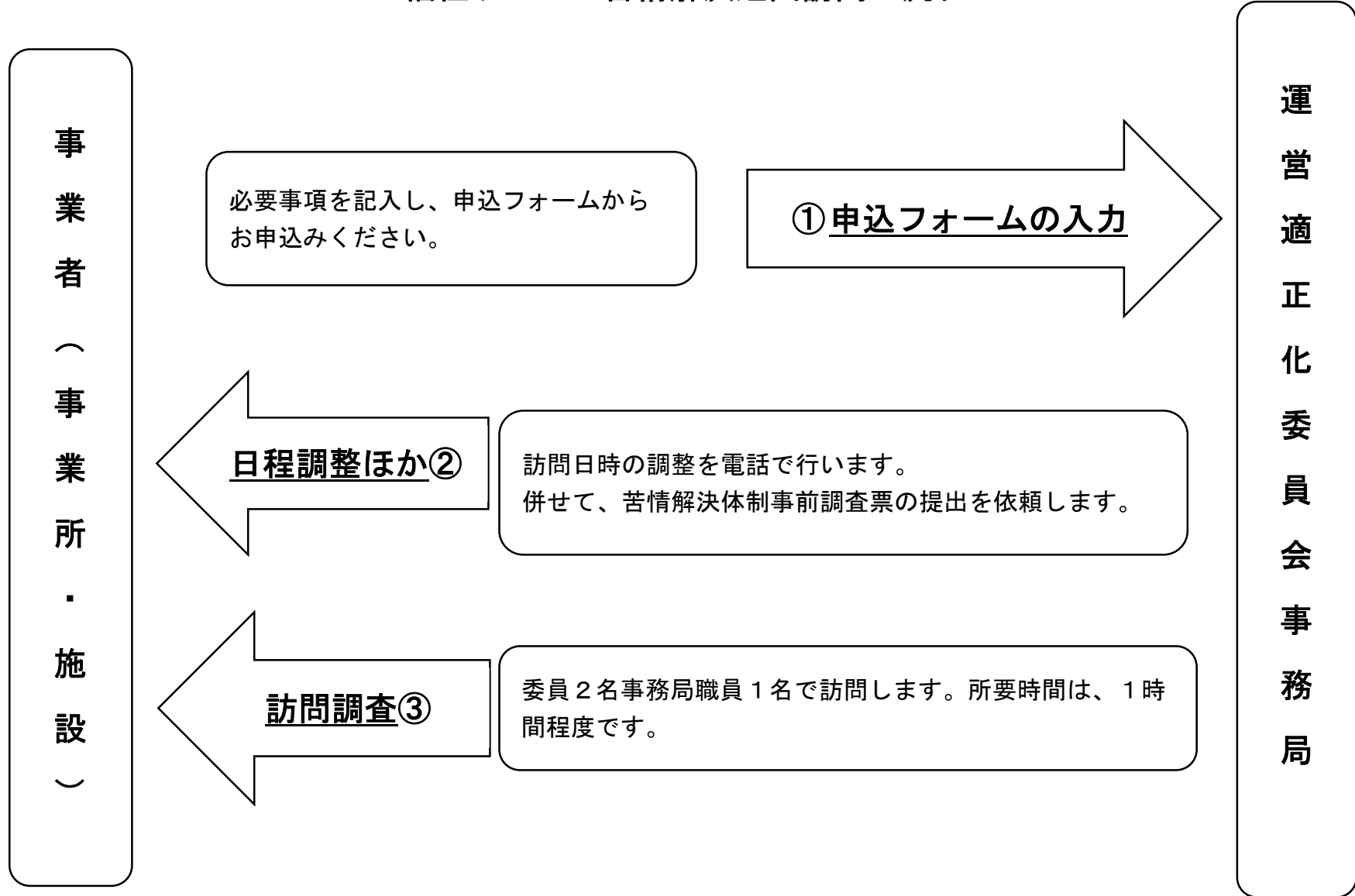
5 問い合わせ先

山梨県福祉サービス運営適正化委員会（担当：石川）

〒400-0005 甲府市北新 1-2-12 電話 055-220-3030

E-mail kujou@y-fukushi.or.jp

福祉サービス苦情解決巡回訪問の流れ



【問合せ先】山梨県福祉サービス運営適正化委員会 TEL 055-220-3030